

令和4年度第12回

南国市農業委員会議事録

令和5年3月8日（水）

令和4年度第12回農業委員会議事録

日 時 令和5年3月8日（水） 午後3時～午後4時30分

場 所 南国市保健福祉センター 2階 会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

（4）農地法第3条の規定による許可申請変更の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（5）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 18名）

会長 濱田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
1 番 金田 善充	3 番 山本 修平	4 番 杉本 和繁	5 番 高芝 澄生
7 番 楠瀬 理枝	8 番 武市 忠雄	1 1 番 植野 永子	1 2 番 松岡 清
1 3 番 今井 まち	1 4 番 窪田 理佳	1 5 番 山本 桂	1 6 番 平田 修三
1 7 番 垣内 育男	1 8 番 田岡 崇	1 9 番 森尾 晴代	

欠席者（農業委員 1名）

6 番 末政 隆一

出席者（農地利用最適化推進委員 9名）

2 番 齋藤 喜美子	4 番 笥 和幸	5 番 和泉 依	8 番 西岡 祐三
9 番 武市 憲雄	1 0 番 北原 章吾	1 1 番 山北 泰司	1 2 番 北村 一弘
1 3 番 武内 俊暁	1 4 番 中村 和雅	1 5 番 岡田 廣志	1 6 番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 8名）

1 番 西本 良平	3 番 門田 俊一	6 番 門田 理博	7 番 利岡 邦彦
1 7 番 井上 丈夫			

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

1 2 番 松岡 清	1 3 番 今井 まち
------------	-------------

会長	ただいまから第12回定例総会を始めます。本日の欠席届が出ております。農業委員では6番の末政委員、推進委員では1番西本委員、3番門田俊一委員、6番門田理博委員、7番利岡委員、17番井上委員です。本日の議事録署名人ですが、12番の松岡委員と13番の今井委員、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、3月23日13時から行いたいと思います。8番の武市委員と11番の植野委員お願いします。推進委員では4番の笥委員お願いします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和5年3月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数5件、申請受理面積、田 4630.00 m²、畑 214.00 m²、計 4,844.00 m²。事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案書4ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。 受付番号69号です。譲受人は71歳。申請地は、下末松の畑、2筆で計214 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、山芋を植えるとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。69号は以上です。 受付番号70号です。譲受人は39歳。申請地は、小籠の田、2筆で計835 m²、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人は、トラクターは所有していますが、田植えや刈取は作業委託をしています。農作業歴は20年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は申請地を足すと5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。70号は以上です。 次の受付番号71号と72号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は75歳。申請地は、71号が岡豊町江村の田 2筆で計1,731 m²、72号が国分の田2筆で計1,041 m²売買による所有権移転で、自作地に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、ニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。71号と72号については以上です。 受付番号73号です。譲受人は76歳。申請地は、陣山の田2筆で計1,023 m²、売買による所有権移転で、譲受人の所有地に隣接しており、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどの機械を所有していないため、機械作業は委託していますが、稲作について学んでいるところで委託している方と一緒に農作業をしているとのこと。農作業歴は16年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下

会長 植野委員	限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。なお、現地確認において、担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上73号まで審議よろしくお願いします。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。はい、植野委員さん。
植野委員	73号の件ですが、譲渡人の●●さんから、譲受人の●●さんが譲ってくれという話があり、相談を受けていたんですけど、この土地は去年か一昨年に会社経営をしている方が9反なんぼ買われたんですよ。その時には農機具も何もなく近くの水稲を作っている人に習いながらやるということで許可が出たのですが、たまたまその横の田んぼが●●さんで、そこを●●さんが譲り受けたと。でも●●さんに色々話を聞いていたら売ってもらうはなかったということで私の方で調査しました。そしたら●●さんところはお父さんと息子夫婦とお孫さんがいて4人なんですけど、朝早くからその4人が仕事で出かけられ、日曜日も田んぼで仕事をしているところを見たことがないと近所の人が言われました。そして農作業の機械があるような感じもなく、おかしいなと思ってよく調べて、稲作を作っている●●さんにも話を聞いたんですけど、初めあたるときに●●さんに有機栽培をしてくれと言われたんですけど、そこだけすることはできないので断られたんですけど、●●さんに一任ということで、水回りとか田を学んでいる様子も近所の人たちは見たことがないと言っています。それで、このような状態で農業をやるということで田を9反あまり買ったに機械もなく、農業に従事しているということで許可できるのかと不安になり発言しました。以上です。
会長	はい、植野委員さんより意見がありました。事務局、申請書では農作業従事状況はどうなっていますか？それについての説明をお願いします。
藤田次長	はい。まず譲受人の農作業の従事状況ですが、申請書では先ほど説明した通り機械作業は●●さんに委託して、それ以外の作業は●●さんと一緒にしているとのことで年間150日従事していると記載されております。次に農作業の従事要件なんですけど、1枚資料をお配りしております。従事要件と一緒に全部効率耕作要件の条文を載せています。従事要件については農地法第3条第2項に許可できない項目があるんですけど、その4号に書いてます。権利を取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められる場合とあります。事務処理基準の中では農作業に従事する日数が年間150日以上ある場合は農作業に常時従事するものと認められると書かれてあります。それから全部効率耕作の方ですけども、これは1号の方に書いてあります。こちらについては、今回取得する農地と所有している農地、それら全てを効率的に利用して耕作していないと認められる場合は許可できないとあります。処理基準の中では、先ほどの年間150日について当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば農作業に常時従事するものとなっています。当該農作業短期間において集中的に処理しなければならない時期において不足する労働力などを権利取得者以外のものに依存していてもいい

	ということが書かれてあります。その農作業が、例えばお米などではなくもつと作業日数の少ない果樹などであれば150日なくてもその作業に必要なだけ従事していれば150日無くて構いませんよというような処理基準になっております。
会長	事務局より説明がありましたが、植野委員さんの聞き取りした内容と異なっております。これについて何かご意見ありますか。
高芝委員	いやあ植野さんの言う通りよ。去年買うたろ9反。これ本人耕作するろかなと思ひよったら、さっき植野さんが言うたようになっちよらあ。けど申請されたときにこうします言うたら、あんたほんとかねと言えんところがあらあ。事務局は。そこら辺の判断がねえ。それやったらげにいきません言うて取り消すわけにいかんろ。そこら辺の対応は事務局もかなり難しいと思う。
池副会長	すみません。これからたぶん基盤整備とかちよこちよこ出てきてよねえ結局元々持ちよつても全部あてちゅう場合があるやないですか。その人らあがまた次を買うときまたあてるわあねえ。買うたとしても。そういう場合もこういうことに相当するがじゃないです？
高芝委員	それは違うろ。圃場整備は別事業で担い手さんを決めてこの人に預けますよと。大部分は。そこらへんは圃場整備とは考え方が違う。
池委員	農地取得であつても？
高芝委員	うん。今の改良区は地域地域で担い手を決めてこの人に全部最初から換地やるき。個人は全部農業公社に預けちゅうきね一旦。ほんでその公社が担い手さんへあてる。そういう仕組みになっちゅうろ。
会長	はい。今井委員さんどうぞ。
今井委員	今植野さんのお話を聞いてまして、こう言うふうな状態、地域、近所のもんやないと全然分からないような状態なんで、植野さんみたいに近所の人がかうやって実際はこうやないって話がある場合はここへ上がってきたらこう言うふうに直接言う方がいいと思います。実際今までのがで、私もこれ農業委員会に上がつちよつたところや思つて行くことがありますけど、耕作地もありますけど、あれこれ何やら植える言ひよつたに全然植えてないやんっていうところが実際見るところあるがですよ。どうするんやろ思つて。耕作というか耕してはいるけど1年以上たつのに言われた作物作つてないっていうのがやっぱりありますね。自分が途中途中で見ながら。農業委員としてそういうところを見た場合には上げていった方がいいかなと思います。いかがでしょうか？やっぱり言われてはいどうぞで私たちが許可して実際違ふ、使っていないっていうたら何のために私ら許可したんやろってなります。
会長	はい、他に何かご意見は？武市委員さん。
武市委員	出来んとは思いますが、実際に耕作しゅう●●さんに事情を聴くというのはできんでしょうかね？聞いちゃうが？
会長	植野さん。聞きましたかね？
植野委員	買うたときに●●さんに習いながらやるということで出ちよつたがですよ。
会長	現在の状況は？

植野委員 会長	現在は●●さんがやってて。 というのは、作業受委託じゃなくてあてちゅうということ？まあそれで横堀さんからの聞き取りをしました？
植野委員	しました。ほんで言うたときに●●さんも出てきて有機栽培してくれいうたけどそれは無理ということ。
武市委員 植野委員	妙に分かんけど。 それと構いません？ここの●●さんのところの田は●●さんのところの横に田があるんですよ。そこは別の方が作ってて、他を売るつもりはなかったんだけど●●さんの不動産の入っていた方がそこを譲ってくれと。不動産の人から言われてこれを譲ったと言っていました。
弘田局長	私の方から構いません？。植野さんがこの間事務局に来ていただいたときにおっしゃったのが、横堀さんに聞き取りをされたということだったんですけど、その中で●●さんから反1俵で借りてお米を作っているという話がありましたね？一緒に農作業もしていないということも聞き取っていると。そういうことを聞きましたので添えておきます。
植野委員	農作業するやったり田の水回り見に行ったりするやったら近所の人は見えていると思いますが、そんな姿を見たことはないと聞いております。
会長 武市委員 高芝委員 弘田局長 高芝委員	武市さん分かりましたかね？ いまいちね。闇の中じゃ。 去年ほら、9反なんぼ一発で買うちゅうきよこの人。 2年前ですね。 2年前か。けんど本人がやると言うたらうちは、あんたほんまにやるんかとは言い辛いでしょうもないわなあ。 それと委員会にも近所の人から電話があっちゅうがやないです？ここで言う必要がないやったらあれやけど。植野さんはいかんやないと言いうけど、地元の総代さんから電話がかかってきて、そう言うふうな話があるがやったら、かまんかったら通しちゃってくれんかって話があったらしいけど。
弘田局長	総代さんのほうから2月27日に、綺麗な四角の土地になるんで●●さんも賛成しているんだけどという話がありましたので、許可要件について話をしております。やはり農地法という中での許可要件がありますので。
会長 高芝委員	他にご意見はありますか？さて、どういたしましょう。 今回の申請がどういう状態できちゅうか。たぶん機械もないき受委託でやりますということやろ。
会長	様々なご意見が出て、ちょっとまだ判断材料が多すぎて今日のところは保留ということにして、もう一度審議しましょうか？来月は間に合う？
穂積主事	田岡さん、仮にこれ保留として、行政指導中やき処理期間のカウントは止まるっていう解釈で大丈夫でしょうか？
田岡委員	指導だけでは止まらないと思います。補正を求める必要がありますね。

弘田局長 田岡委員 弘田局長 会長	この時点で許可の部分には情報が足りない、申請の情報がきちんと揃っていないという話であれば補正の方になってきますよね。 追加の情報を求めれば。 そうしましたら補正という形に持って行って。 皆さんどうでしょう。補正を求めて保留という形でよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そうしましたら残りの69号から72号まで他にご意見はございませんか？ （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。なお、73号については保留ということで対応いたします。つづきまして議案第2号です。まず初めに議案書の差し替えがありますのでお手元にご用意ください。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年3月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数1件。申請受理面積、田1,355.00㎡、畑0㎡、計1,355.00㎡。
穂積主事	議案第2号の説明をします。74号です。別紙は4ページです。申請地は南国市岡豊町八幡の田1,355㎡。売買による所有権移転で資材置場、駐車場への転用です。譲受人はリサイクル業などを営む法人です。コンテナや運搬車を保管、駐車するスペースが少なく苦慮しており、この度事業地近くにある申請地を転用したいとのことです。立地基準につきましては周囲を非農地で囲まれている農地ですので農地法施行規則第44第1号の住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域に該当し第3種農地になるため立地基準を満たすものと考えます。 つづいて土地利用計画の説明をします。別紙3ページをお願いします。配置は図のとおりです。コンテナ18台、運搬用のトラック3台、社員用の駐車場等を設置する計画です。現状地番より約80センチ嵩上げ、周囲は土羽仕上げとし、周囲を低くして雨水が根がれるようにします。進入は西側市道から、排水は傾斜を利用し南側水路に放流する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を確認、市の排水同意を申請中で許可見込みありと確認しております。周囲の状況については、周囲に農地はなく問題ないものと考えます。他法令については、土地開発適正化条例の届出を準備中で受理見込み有と確認しています。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

	はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和5年3月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに議案書の訂正があります。12ページの336号、借人の住所の訂正です。地番を●●から●●に訂正をお願いします。受付番号333号は窪田委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により窪田委員退室をお願いします。
藤田次長	(窪田委員 退室) 事務局説明をお願いします。 議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。11ページの333号を説明します。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、亀岩の田で、9年11か月の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10a当たり米30kgを物納するというものです。以上、審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。
藤田次長	(窪田委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いいたします。 議案書は8ページです。ここからは農地中間管理事業の一括方式になります。329号と330号は借人が同じためまとめて説明します。借人は一般法人です。申請地は、西山の田で、15年と10年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、329号は総額8,868円を、330号は総額20,367円を振込するというものです。 331号です。借人は、54歳。申請地は、下野田の田で、3年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 332号です。借人は、一般法人です。申請地は、立田の田で、3年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業は以上です。 334号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、西山の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。 335号です。借人は61歳。申請地は、上野田の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。 336号です。借人は40歳。申請地は、福船の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、3筆で米90kgを物納するというものです。

337号です。借人は84歳。申請地は、里改田の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は、米30kgを物納するといふものです。338号と339号は借人が同じためまとめて説明します。借人は77歳。申請地は、里改田と稲生の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻と野菜を作るといふものです。賃料は、338号と339号を合わせて、米60kgを物納するといふものです。

340号です。借人は50歳。申請地は、岡豊町江村の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するといふものです。

341号です。借人は44歳。申請地は、金地と包末の田で、3年9か月の賃貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり5,000円を現金で支払うといふものです。

342号です。借人は45歳。申請地は、西山の田で、7年の賃貸借権を設定して、水稻とWCSを作るといふものです。賃料は10aあたり米60kgをと物納するといふものです。

343号から347号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は52歳。申請地は、田村、物部、稲生の田で、3年と5年の賃貸借権を設定または更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、343号は、総額60,000円を振込、344号は、米240kgを物納し、345号は、現金50,000円と米30kgを物納し、346号は総額20,000円を振込、347号は米60kgを物納するといふものです。

次に348号から351号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は44歳。申請地は、堀ノ内と包末と立田の田で、3年と5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は10aあたり5,000円を現金で支払うといふものです。

352号です。借人は70歳。申請地は、立田の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するといふものです。

353号です。借人は65歳。申請地は、稲生の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、総額5,000円を現金で支払うといふものです。

354号です。借人は42歳。申請地は、大堀の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻とオクラを作るといふものです。賃料は、米90kgを物納するといふものです。

355号です。借人は62歳。申請地は、上野田の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うといふものです。

356号です。借人は71歳。申請地は、里改田の田で、1年の賃貸借権を更新して、キャベツを作るといふものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するといふものです。

357号です。借人は73歳。申請地は、三島の田で、10年の賃貸借権を更新して、水稻と麦を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を振込するといふものです。

358号です。借人は41歳。申請地は、福船の田で、20年の使用貸借権を設定し

会長	て、ネギを作るというものです。 ３５９号です。借人は７１歳。申請地は、物部の田で、５年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 次の３６０号と３６１号は借人が同じためまとめて説明します。借人は５２歳。申請地は、物部の田で、５年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 ３６２号です。借人は６３歳。申請地は、稲生の田で、５年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 ３６３号です。借人は５５歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田で、１０年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 ３６４号です。借人は５２歳。申請地は、稲生の田で、３年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。以上３２９号から３６４号まで審議お願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。（質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第４号農地法第３条の規定による許可申請変更の件について、事務局説明をお願いします。
穂積主事	議案第４号の説明をいたします。議案書３１ページをお願いします。こちらの案件は先月の定例総会で許可相当であると決定した営農型太陽光発電に関する案件です。現在、許可相当と判断して同時申請中の農地転用の許可待ちの状態ですが、申請面積が変更となったため、皆様にお諮りすることとなりました。議案書３１ページの右端の備考欄に記載しておりますが、６６号案件では面積が４０３.８９㎡から４４２.５４㎡に変更、６７号案件では４０３.８９㎡から４４２.５４㎡に変更となっております。その理由といたしましては、農地法３条の申請面積は太陽光パネルの直下部分の面積となるのですが、当初計画していた太陽光パネルが廃版となり、別の型の太陽光パネルを設置することとなったため面積が変更となっております。この変更について問題ないものであるかご審議のほどよろしくをお願いします。なお、こちらの案件について許可相当と判断した場合、同時申請中の農地転用と同日付同期間許可となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。（質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通し願います。 （午後４時３０分終了）

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年4月7日

会 長

濱田 好典

議事録署名委員

松岡 清

議事録署名委員

今井 まち